

令和8年度アーティストウィーク熊本運営等業務委託 公募型プロポーザル実施要項

標記の業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度アーティストウィーク熊本運営等業務委託

(2) 目的

「上質な生活・文化都市くまもと」の実現に向け、市民が文化芸術に触れる機会を創出することで、アートのかで市民の心を豊かにし、アートによるまちづくりに対する市全体の機運を高めることを目的に、「アーティストスポット熊本」事業※1（以下、「AS 熊本」という。）の登録アーティストや登録スポットと協力して、「アーティストウィーク熊本（仮称）」※2（以下、「AW 熊本」という。）と題したイベントを含む、以下の事業を実施する。

また、AS 熊本に登録されているアーティストを小中学校等へ派遣し、ワークショップ等を行うことで、熊本市内で活動するアーティストの表現の場を広げるとともに、アートをいかした教育を実践的に行う。

※1 AS 熊本は、専用 WEB ページ (<https://artistspot-k.com/>) に市内で活躍するアーティストと市内のスポットを登録し、両者のマッチングを促すことで、市内におけるアーティストの発表の場と、市民が文化芸術に触れる機会の創出を目的としている。

※2 「アーティストウィーク熊本（仮称）」の名称については、委託事業者決定後に本市と協議の上決定するものとする。

①AW 熊本

熊本市内の登録スポット等において、登録アーティストによる作品展示やパフォーマンス、ワークショップ等の市民参加型イベントを複数日にわたり実施する。

②登録アーティスト学校派遣

登録アーティストを熊本市内の小中学校等へ派遣し、こどもたち向けのワークショップを実施する。

③AS 熊本交流会

登録アーティストやスポット同士の交流が図られるよう、交流会を実施する。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度アーティストウィーク熊本運営等業務委託基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行場所

熊本市内（AS 熊本登録スポット、小中学校等）

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

(6) 提案上限額

3,000千円(消費税及び地方消費税含む)を上限とする。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

(7) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

2. 担当部局

熊本市文化市民局文化創造部 文化政策課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話:096-328-2039(直通)

電子メール: bunkaseisaku@city.kumamoto.lg.jp

3. 選定スケジュール

項目	日程
実施公告	令和8年(2026年)4月1日(水)
質問書受付期限	令和8年(2026年)4月15日(水)午後5時まで
参加表明書提出期限	令和8年(2026年)4月15日(水)午後5時まで
提案書提出期限	令和8年(2026年)5月7日(木)午後5時まで
ヒアリング審査	令和8年(2026年)5月20日(水)予定
選定結果通知	令和8年(2026年)5月27日(水)予定

※ただし、参加表明書提出者数により、スケジュールを変更する場合がある。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例(令和7年条例第54号)第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を全て満たす者であること。

5. 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年(2026年)4月1日(水)から令和8年(2026年)5月7日(木)午後5時まで。なお、本業務委託に係るプロポーザル実施要項及び関係書類(提出書類の様式等)は、原則として熊本市ホームページへの掲載のみとする。2の担当部局の窓口での配布や郵送又は電送(FAX、電子メール等)による配布は行わない。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送(電子メール等)により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送(電子メール等)により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 参加資格審査調書(様式第2号)

イ 提出期限

令和8年(2026年)4月15日(水)午後5時まで

郵送する場合は、令和8年(2026年)4月15日(水)までに必着のこと。また、不慮の事故に

よる紛失又は遅配は考慮しない。電送（電子メール等）により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

1部とする

エ 提出先

(ア) 持参又は電送（電子メール等）の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市文化市民局文化創造部文化政策課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも4(10)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格の確認について

参加表明書等の提出期限期日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。（以下、参加資格がある旨の通知を受けた者を「プロポーザル参加者」という。）

6. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、市長に対して参加資格がないと判断した理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7. 説明会

説明会は実施しない。

8. 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により電子メールにて提出すること。その際、必ずメール送信後に電話にて受信状況を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）4月15日（水）午後5時まで（休日を除く。）

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）4月22日（水）までに開始し、5月7日（木）までとする。

イ 閲覧場所

熊本市ホームページへ掲載する。

9. プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。
この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10. 提案書等の提出について

プロポーザル参加者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出書（様式第3号）

イ 業務の実施体制（様式第4号）

ウ 業務実績書（様式第5号）

エ 企画提案書（様式自由）

次の項目を盛り込んで作成すること。

(ア) 全体方針

(イ) 業務実施スケジュール

(ウ) 事業のコンセプトと具体的な内容

(エ) プロポーザル参加者の特徴や強み、アピールポイント等

(オ) その他、本業務を遂行するにあたり必要と思慮される内容について

オ 参考見積書（様式自由。但し、業務項目ごとの内訳を記載すること。）

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

(ア) 持参の場合は午前8時30分から午後5時まで（休日を除く。）

(イ) 郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(3) 提出先

(ア) 持参の場合は2の担当部局。

(1) 郵送の場合は以下のとおり。

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長(熊本市文化市民局文化創造部文化政策課)宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

(4) 提出期限

令和8年(2026年)5月7日(木)午後5時まで

郵送する場合は、令和8年(2026年)5月7日(木)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(5) 提出書類の仕様

ア 提出書類の企画はA4版左とじ・横書き・片面印刷とする。図面等A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

イ 提出部数は、正本は1部(添付書類を含め、参加者名がわかるもの)、副本は1部及びデータ(副本をCD-R等のディスクに記録したものを)を提出すること。

ウ 副本については、「10(1)ア 企画提案書提出書」は不要とし、審査の公平性を期すため、表紙、本文、図表、写真等の全ての箇所において、提案者名(会社名、ロゴマーク等)や提案者を特定できる記述を一切行わないこと。

(6) その他

提案はプロポーザル参加者1者につき1提案とする。

11. 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和8年(2026年)5月20日(水)(予定)

(2) 実施場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 本庁舎 8階会議室(予定)

日時・場所等については、別途指示する。

ただし、参加者多数の場合は一次審査を実施し、ヒアリングの実施は3社程度とする。一次審査を実施する場合は速やかに参加者全員に通知したうえで、参加者全員に対して電子メールにて一次審査結果を通知する。

(3) 実施方法

対面又はオンラインによる質疑応答形式

(4) ヒアリングの留意事項

ア 提案書等に関するヒアリングは、「令和8年度アーティストウィーク熊本運営等業務委託契約候補者選定委員会審査基準」に沿って実施する。

イ 出席者は5名以内とし、配置予定の現場責任者及び主たる担当者は必ず出席すること。

ウ ヒアリングは非公開とする。

エ ヒアリングは1者約30分(説明10分、質疑20分程度)を予定し、順次個別に行う。

オ ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

カ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者のヒアリング実施項目については、全て0点として取り扱うものとする。

12. 審査の方法等

(1) 審査の主体

「令和8年度アーティストウィーク熊本運営等業務委託契約候補者選定委員会設置要綱」に基づき「令和8年度アーティストウィーク熊本運営等業務委託契約候補者選定委員会」にて行う。

(2) 審査の基準

「令和8年度アーティストウィーク熊本運営等業務委託契約候補者選定委員会審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、各審査員の中で最も多く最高評価得点となった者を契約候補者とし、最高評価点となった数も同数の場合は、審査員の協議により決定する。なお、各審査員の評価点の平均が60点(100点満点)に満たない場合は、市が要求する水準に満たないものとして選定しない。

(4) 審査の結果審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

13. プロポーザルの審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

(1) 提案者の商号又は名称(ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示)

(2) 提案者(契約候補者のみ商号又は名称を表示)の評価点

14. 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7

日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

15. 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても15(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

16. 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱(令和7年10月1日施行)に定めるところによる。

17. その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額(単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。
 - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
 - イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。)を提出したとき。
- (3) 契約書(案)
熊本市ホームページへ掲載する。
- (4) 参加表明書等に関する事項
ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められ

ないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。